

『将門記』を採録した『今昔物語集』

『今昔物語集』卷第二十五・本朝付世俗平将門、發謀反被誅語第一（大系四362頁）に、
 今昔、朱雀院ノ御時ニ、東国ニ平将門ト云兵有ケリ。此レハ栢原ノ天皇ノ御孫ニ高望親王ト申ケル人ノ子ニ
 鎮守府ノ將軍良持ト云ケル人ノ子也。将門、常陸・下総ノ国ニ住シテ、弓箭ヲ以テ身ノ莊トシテ、多ノ猛兵
 ヲ集伴トシテ、合戦ヲ以業トス。

初ハ、将門ガ父、良持弟ニ下総介良兼ト云者有リ。将門ガ父失テ後、其ノ伯父良兼ト聊ニ不吉事有テ中
 悪ク成ヌ。亦、父故良持田畠ノ諍ニ依テ、遂ニ合戦ニ及ト云ヘドモ、良兼專ニ道心有弘法崇ニ依テ、強ニ合
 戦ヲ不好。

其後、将門、常ニ事ニ觸テ、親類伴ト隙无ク合戦シケリ。或ハ多人ノ家ヲ焼キ失ヒ、或ハ数人ノ命ヲ斂ス。
 如此悪行ヲノミ業トシケレバ、其ノ近隣ノ国々ノ多ノ民、田畠ノ作事モ忘レ、公事勤ル隙モ无シ。然レバ
 々ノ民、此ヲ歎悲ニ、国解以テ公ニ此由ヲ申上タルニ、公聞食驚カセ給テ、速ニ将門ヲ召シ可被問
 由ヲ宣旨ヲ被下ヌ。将門召ニ依即チ京ニ上テ、己不過由ヲ陳申ケル時ニ、度々定有ケルニ、将門過无
 ト聞食テ、数日有テ被免ニケレバ、本国ニ返リ下ヌ。

其後、亦、程ヲ不経シテ合戦宗トシテ、伯父良兼、将門并ニ源ノ護・扶等ト合戦フ事隙无シ。亦、平貞
 盛前ニ父国香ヲ将門ニ被罰ニケレバ、其家ノ怨ヲ報ゼムトテ、貞盛、京ニ有テ公ニ仕テ、左馬允ニテ有ケレドモ、奉公
 ノ勞ヲモ棄テ、急下有ケルニ、将門ガ威勢ニ可合クモ非ザレバ、本意ヲ否不遂デ隠レテ国ニ有ケリ。

此様ニシバシテ、合戦フ程ニ、武蔵権守興世ノ王ト云者有リ。此レハ将門ガ一心ノ者也。正ニ国ノ司ニ不成
 シテ、押テ入部。其国ノ郡司有例无キ由ヲ云ヘドモ、興世王不承引、郡司ニ誡ム。然バ郡司隠レヌ。而ル
 間、其国ノ介源經基ト云者有テ、此ノ事ヲ見テ蜜京ニ馳上テ公ニ奏テ云ク、「将門ハ既ニ武蔵権守興世王ト
 共ニシテ謀反ヲ成サム。」ト。公聞食シ驚カセ給テ、実否ヲ被尋ルニ、将門無実ノ由ヲ申テ、常陸・下総・下野
 ・武蔵・上総五箇国ノ證判ノ国解ヲ取上ク。公此ヲ聞食シ直ニシテ、将門返テ御感有ケリ。

其後亦常陸国ニ藤原玄明ト云者有リ。其国ノ守藤原維幾也、玄明、對捏ヲ官トシテ、官物ヲ国司ニ不弁
 ス。国司嘖ヲ成責ムト云ヘドモ、敢不叶ハ。而ルニ、玄明、将門ニ隨テ、将門ト力ヲ合セテ、国司ヲ館追ヒ去
 ケリ。即国司隠レ失ヌ。

而間、興世王、将門ニ議テ云ク、「一國ヲ打取ルト云トモ、其過不過。然レバ同坂東押領シテ、
 其氣色ヲ見給ヘ。」ト。将門答云、「我思所只此也。東八ヶ国始ニ王城ヲ領セムト思フ。苟クモ
 将門栢原天皇ノ五世ノ末孫也。先ヅ諸国ノ印鑑ヲ奪取テ、受領京追上。」ト議畢テ、多ノ軍
 ヲ率シテ、下野国ニ渡ル。既ニ国廳ニ着テ、其ノ儀式ヲ張ル。

其時ニ国ノ司藤原弘雅・前司大中臣ノ宗行等、館ニ有テ、兼國ヲ奪ムトスル氣色見テ、先ヅ将門ヲ拜シテ、
 即印鑑ヲ捧テ地ニ跪テ授テ、逃ヌ。其ヨリ上野国ニ遷ル。

即介藤原尚範印鑑ヲ奪テ、使付テ京ニ追ヒ上ツ。其後、将門、府ヲ領シテ廳ニ入ル、陳固ヲ諸国ノ除目
 ヲ行フ。其ノ時一ノ人有テ、償テ「八幡大菩薩ノ御使也」ト粹テ云ク、「朕位ヲ蔭子平将門ニ授ク。

速ニ音樂ヲ以テ迎ヘ可奉」ト。将門此ヲ聞テ再拜ス。况若干ノ軍皆喜合ヘリ。爰ニ将門自ラ表ヲ製シテ、
 新皇ト云。即チ公家ニ此由ヲ奏ス。

其時ニ新皇弟ニ将平ト云者有リ、新皇ニ云ク、「帝皇ノ位ニ至事ハ、此天ノ与ル所也。此事吉ク思惟
 シ可給シ」ト。新皇ノ云ク、「我レ弓箭道ニ足レリ。今ノ世ニハ討勝ヲ以テ君トス。何憚ラムヤ」ト云テ、敢テ

不承引^デ、即チ諸国ノ受領ヲ成ス。下野守ニ弟將頼、上野守ニ多治ノ常明、常陸ノ介ニ藤原玄茂、上総介ニ興世王、安房守ニ文屋ノ好立、相模介ニ平將文、伊豆守ニ平將武、下総守ニ平將為等也。

亦王城ヲ下総ノ国ノ南ノ亭ニ可建議成^ス。亦磯津ノ橋ヲ京ノ山崎ノ橋トシ、相馬ノ郡ノ大井ノ津ヲ京ノ大津トス。亦左右ノ大臣・納言・参議・百官・六弁・八史皆定ム。内印・外印可鑄^キ寸法^ヲ夏・正文定^メツ。但シ曆ノ博士力^カ不及^ルカ。

而^ルニ諸国ノ司等、此ノ事ヲ漏リ聞テ、^{イソギ}京^ニ皆上^ヌ。新皇ハ武蔵・相模等ノ国ニ至^{マデ}廻^リ行^テ、皆印鑑ヲ領^{シテ}、公事ヲ可勒^キ由ヲ留守ノ国司等仰^ス。亦我天位ヲ可領^キ由ヲ大政官ニ奏^シ上^グ。其時ニ公ヨリ始^メ奉^テ、諸人皆驚^ギ、宮ノ内皆騒^ク事无限^リ。公ケ、[「]今ハ仏力ヲ仰^ギ、神明ノ助ヲ可蒙^ル[」]ト思食^{シテ}、山々寺々ニ頭蜜^ニ付^テ、多ノ御祈有^リ。亦社々^ニ申^{サセ}給^フ事、正^ニ愚^ナラムヤ。

而^ル間、新皇、相模国ヨリ下総国ニ返^テ、未ダ馬ノ蹄ヲ不休^ル、遺ル所ノ敵等ヲ罰失^ナハムガ為^ニ、多ノ兵ヲ具^{シテ}、常陸国ニ向^フ時ニ、有^ル藤原ノ氏ノ者共、堺^ニシテ、微妙ノ大饗ヲ儲^テ新皇ニ奉^ル。新皇ノ云、「藤原ノ氏ノ輩・平貞盛等有^{ラム}所ヲ教^ヨ」ト。

荅^テ云ク、「彼等ガ身、聞^ク如^クハ、浮タル雲ノ如^{シテ}、居タル所ヲ不定^ト」ト。而^ル間、貞盛・護・扶等ガ妻ヲ拘^得。新皇此ヲ聞^テ、女ノ耻^ヲ可^カ隠^ル由^ヲ云^ドモ、此由ヲ不聞^ル前^ニ、兵等ノ為^ニ被^レ犯^{タリ}。然^レドモ新皇、此ノ女等ヲ免^ルシテ、皆返^シ遣^フ。新皇、其所^ニシテ日來^ラ経^ト云^ヘドモ、敵ノ有所^ヲ不聞^カ。然^レバ諸国ノ兵等皆返^シツ。遺所僅^ニ千人ニ不足^ラ。

爰^ニ貞盛并^ニ押領使藤原秀郷等此^レ傳^ハ聞^テ彼等、「公家ノ耻^ヲ助^ケムト思^フ、身命ヲ弃^テ合戦ト思^フ」ト相語^テ、秀郷等多ノ兵ヲ具^{シテ}行^向ニ、新皇大^キ驚^テ兵引^具シテ向^フ。既^ニ秀郷ガ陣^ニ打^合フ。秀郷計賢^クテ新皇ノ兵ヲ討^靡ス。貞盛・秀郷等跡^ニ付^テ追程^ニ追^着ヌ。新皇、相向^テ合戦^フト云^ドモ兵ノ員遙^ニ劣^ニ依^テ、逃^テ敵等ヲ謀^リ寄^ムト思^テ、幸嶋ノ北^ニ隱^居タル間^ニ、貞盛、新皇ノ屋^{ヨリ}始^メテ、其^ノ從^類共^ニ家等^一々^ニ燒^キ掃^ク

ヒソコ。

然^テ新皇、常^ニ具^{タル}所ノ兵八千人未^ダ不集^ル間、僅^ニ兵四百余人有^テ、幸嶋ノ北山^ニシテ、陣ヲ張^テ相待^ツ。貞盛・秀郷等追^ヒ行^テ合戦^フ間、初^ハ新皇順風^ヲ得^テ貞盛・秀郷等ガ兵被^レ討^返ルト云^ヘドモ、後^ニハ貞盛・秀郷等還^テ順風^ヲ得^{タリ}。身命ヲ不惜^マ合戦^フ。新皇、駿馬ヲ疾^テ自^ラ合戦^フ時^ニ、現^ニ天^ノ爵^有テ、馬^モ不走^手モ不思^ヘテ、遂^ニ箭^ニ當^テ野ノ中^ニシテ死^ス。貞盛・秀郷等喜^ビ乍^ラ、猛^キ兵ヲ以^テ其^ノ頸^ヲ切^ツ。即チ下野国ヨリ**解^フ**副^テ其^ノ頸^ヲ上^ス。新皇、名ヲ失^ヒ命ヲ滅^ス事、彼ノ興世王等ガ謀^ノ致^ス所也。

朝廷^ニハ此ノ事感^ジ喜^テ、將門ガ兄弟并^ニ伴類等ヲ可^ク追^捕キ官府^ヲ、東海・東山ノ国々^ニ被^レ下^ル。亦「此ノ伴類^ヲ致^セラム者^ニハ、賞^ヲ可^ク給^シ」ト。大將軍参議兼修理大夫右衛門督藤原忠文^ヲ着^テ、將軍刑部大輔藤原忠舒等ヲ副^テ八ヶ国^ニ遣^ス間、將門ガ兄**將俊**并^ニ**玄茂**等相模国^ニシテ被^レ致^ヌ。興世王ハ上総国^ニシテ被^レ致^ヌ、坂上遂高・藤原ノ玄明等常陸国^ニシテ被^レ斬^ス。亦謀^叛ノ輩ヲ尋^テ討^ツ間、將門ガ弟七八人、或ハ髮^ヲ剃^テ深山^ニ入^リ、或ハ妻子ヲ弃^テ山野^ニ迷^フ。

而^ル間、経基・貞盛・秀郷等ニ賞^ヲ給^フ、経基^ヲ從^ニ五位下^ニ叙^ス、秀郷^ヲ從^ニ四位下^ニ叙^ス、貞盛^ヲ從^ニ五位上^ニ叙^ス。

其^ノ後、將門、或人ノ夢^ニ告^テ云^ク、「我^レ生^{タリ}シ時一善^ヲ不^修メ、惡^ヲ造^リテ、此^ノ業^ニ依^テ獨^リ苦^ヲ受^{クル}事難^堪シ」ト告^ケリトナム語^リ傳^ヘタルトヤ。

と語られている「平將門」行状は、この事件が勃発した承平五（九三五）年から一五〇年後の（一〇二一）年頃に初めて和漢混淆文で纏められた資料である。原書『將門記』は、漢式和文の四六駢儷体をとり、この内容を現代の私たちが即座に読むのは容易でない。現在、名古屋真福寺大須観音に所蔵せられる一本が古体を遺している最善本である。この書が江戸時代に文庫

を離れ世に出たことがあって、その模写本資料が塙保己一の手で註釈され、『群書類従』の合戦部に記録されている。また、それより古い写しとして知られるものに明の楊守敬が探書したものが知られている。とはいえ、真福寺本（Ⅱ大須本）が底本として研究資料の中核を担ってきたことは言うまでもない。この真福寺本は、冒頭部分と最終部分が欠落してしまっている点に惜しまれるのだが、『今昔物語集』の編者が目に止めた資料にはまだこの部分が見えていたことが幸いしていて、この説話記述部分から原文の流れを大凡ではあるが、読み取ることができる貴重な内容を有していることである。

だが、『今昔物語集』の編者と『将門記』の制作者との平将門に対する記述する立場は大いに異なる。それは朝廷に弓引いた反逆謀反の罪悪人とする故と、将門近侍の記録者の立場では書き記す立場では誰が見ても一目瞭然の差が見えているからである。事件の顛末の行方を知ろうとするとき、私たちはこの一五〇年を隔てた両書を丹念に比較し、眺めてみたくなるのも当然であろう。とりわけ、将門を「新皇」と呼称する所以については、一体どのような意識が働いていたのだろうか……と。現代作家大岡昇平は、将門を関東圏の英雄譚として、その著『将門記』〔中公文庫刊〕をもつて今に蘇らせている。これも時間が許すのであれば是非でも読むことをお奨めする。平安時代の東国武士団がその領地を廻って一所懸命に生き続けた息吹の源に近づき一層歴史の奥底にたどり着きやすくなるに違いないからだ。

ここで特に注目しておきたいことさらに少しく記載しておく、『今昔物語集』の編者は、将門の尊父を「良持」と記述するが、系図に「良持」兩人居ることは不自然であって、これは将門兄弟らの名前からして「良将」が穏当であろう。次に伯父良兼を「**専二道心有テ** **仏法ヲ崇** **二依テ、強** **二合戦ヲ不好**」としている点であり、これに対する将門と言え、

「常二事二觸テ、親キ類伴卜隙无ク合戦シケリ。或ハ多ノ人ノ家ヲ焼キ失ヒ、或ハ数人ノ命ヲ斂ス」と悪行の極めつけかの人物像に仕立てるのである。ここは武士である者弓箭馬上にあるは常の業態であるからして凛々しさを以て表現する件りであるまいか。だが、そうとはしないのである。まして、『将門記』の記述する合戦内容である「野本に要撃」「川曲村合戦」「下野合戦」「子飼の渡合戦」「葦津江の悲劇」「石井宮の急襲」はすべてが将門を賞嘆するばかりなので一切この是非について触れないで、という態度をとり続ける。

将門は、源護による「国解」のなかで誹謗され、京に査問される。この要因も「其ノ近隣ノ国々ノ多ノ民、田畠作事モ忘レ、公事ヲ勤ル隙无シ。然レバ国々ノ民、此ヲ歎悲テ、国解ヲ以テ公ニ此由ヲ申上タル」と変容する。その誹謗文書内容は、この文面内容そのものだったと見ても良からう。実際「将門上申書」を引用するのだが、肝心な箇所は省かれていることに気づかされる。「常陸領侵入」後の武蔵権守興世ノ王との対話表現「一國ヲ打取ルト云、其ノ過不過。然レバ同坂東ヲ領シテ、其氣色ヲ見給ヘ」という呼びかけに、将門が「我ガ思フ所只此也。東八ヶ国始メテ王城ヲ領シテ思フ。苟クモ将門栢原天皇ノ五世ノ末孫也」と謀反の企てたる会話表現を載せ、これに繋げて「先ツ諸國ノ印鑑奪取テ、受領京ニ追上ム」と当に悪事の企みを助長させ、東国管理政治の除目である人材抜擢については人物名とその役職を詳細にする。この時点から将門を「新皇」と記載する。この「新皇」の呼称がいったいどの程度の脅威を感じさせたかである。この後、こう呼称する人物を見出せない。記録類から推し量ってもこの異常事態を緊迫するに余りある呼称であったに違いない。このことは、弟将平の進言「帝皇ノ位ニ至ル事ハ、此天ノ与ル所也。此事吉ク思惟シ可給シ」が実に物語つていよう。

この常陸猛進撃による敵方の貞盛・扶の妻に加えて源護の妻の捕縛が記述されていることは

他書に見えない部分である。この記述は将門が我が妻子を殺戮された事実からしてその取り扱
いを含め重要な場面ではあるまいか。各々が検証されたい。

「王城」の構築について諸本間で異なるのが、「亦王城ヲ下総ノ国ノ南ノ亭ニ可建議ヲ成ス。亦磯
津ノ橋ヲ京ノ山崎ノ橋トシ、相馬ノ郡ノ大井ノ津ヲ京ノ大津トス」の「磯津ノ橋」である。ここを真福寺本
は、「儀津」とする。本書と同じ表記語が見えるのは楊守敬本であって共通する。だが、此の
橋名は現在の所不詳でその読みも定かでない。

最後に、末文をどう結ぶのかというところ、或る人の夢に告げて云うには、「我レ生タリシ時一善ヲ
不修メ、悪ヲ造リテ、此業ニ依テ獨リ苦ヲ受クル事難堪シ」とし、因果応報譚を時の人々に説き聞かせる
形態をここに示している。夢に現じた将門は最後に頸を刎ねられ都大路の河原に晒されたとい
うが、この頸を何者かが私かに関東の領地に持ち帰り丁重にこの将門の頸を弔ったという事実



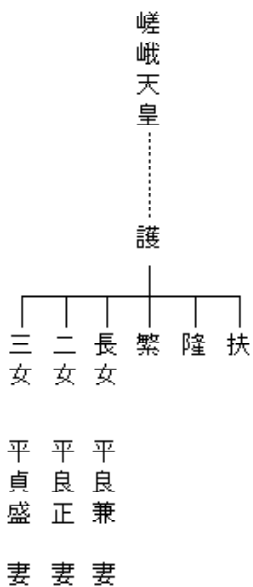
譚（将門の首塚）とは遠く及ばずかけ離れてい
る異界域の世界でのことであつたのだらう。都
人は東国の辺境にまでその報いの目を絶やすこ
となく指し示すに及ばない、天のみぞ知る世界
となつていたことを現代人の私たちは当に知る
地に生きている。それは、この後に示された藤
原純友と大いに異なる歴史の流れだとも云える
かもしれない。

実際、関東圏にあつては平将門はその後も国
家統治の英雄として祀られ続けることになる。

その首塚は現代にあつても長らえ、将門の御霊を祀る神田明神の祭は絶えることなく今も存続
してきたからだ。

《系図》

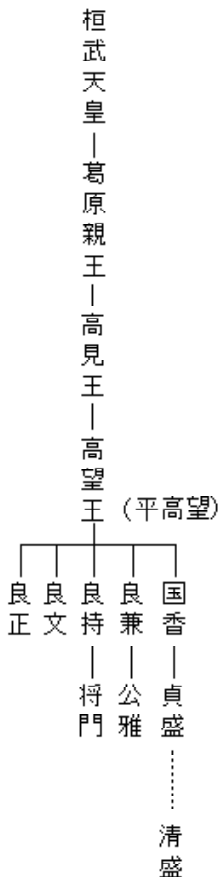
嵯峨源氏系図

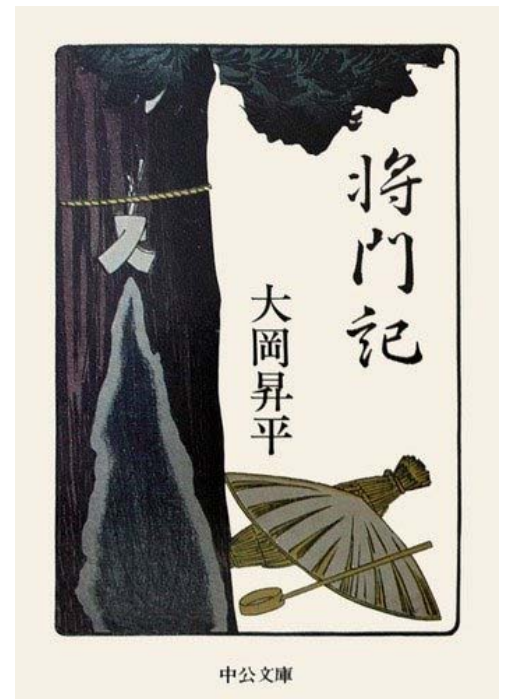


清和源氏系図

清和天皇……………經基……………満仲……………頼朝

平氏系図





次に、この資料を日本語学の立場で検証して見ることにする。その方法として、この『今昔物語集』のこの将門譚全文をエクセルを用いてデータベース化してその言語語彙レベルに順って解析を試みるものである。和語・漢語・混種語の三種が所載されているのだが、すべての漢字表記語によりがなを施し、この文章を精確に読み下すことがまず要求されてくる。この実験はこれまでも数多くの説話譚を利用して試みてきたが、その特徴全体を完全に掌握できているかと申せば、まだまだ論議し明らかにしていくべき語彙表現の箇所は少なくはないのが偽ら

ざるところである。この文献資料については、先学研究として岩波「日本古典大系本」編者山田忠雄・山田俊雄・山田英雄らの解説研究が群を抜いて存在し、これに馬淵和夫の小学館「日本古典文学全集（本朝部）」が続き、阪倉篤義の「新潮日本古典集成（本朝部）」、長野晋一の「朝日古典全書」、国東文麿／全訳注「講談社学術文庫」とこの内容読みを下す作業は一通り終えたかのようにも思いがちであるまいか。実際、岩波書店は校訂者を小峯和明に換えて「新日本古典大系・四」を世に送り出し、同じく小峯和明編總索引を別に付加した。これ以前には馬淵和夫研究グループ編纂になる『今昔物語集文節索引』（笠間索引叢刊）が刊行され、文法・文体・表記・語彙などの資料研究には数段便利にはなっているからだ。だが、これらの研究に従事し、実際カード作業した若い研究者たちには大いなる実りの時間だったが、この結果だけを引き出し解説するこれからの研究者にとって何の記憶でもありえず、何が得られるのかも見失いがちな茫洋とした感じだけがつきまとうに過ぎまい。幾つかの特質なる語表現には触れ合えただけでは心許ない。その意味でこの箇所からデータ共有化することで学び取る緒となれば良いと考える。別に作成途中のデータを公開するので、このデータを更により良いものとして普及していくうえで協力を各自に要請したい。

相馬の馬追

『相家故事秘要集』に、「将門、関八州を領してより、
下総国葛飾郡小金ヶ原に馬を放ち、年々春夏秋二度も三度も、八カ国
の兵を集め、甲冑を帶し、大群を学び、野馬を敵となして、軍法備えの
次第、駆引の自由、馬上の達者、機変自在の動きを試む」と見える。
『奥相秘鑑』によれば、天慶三年（九四〇）将門没後、長男は早世し、
三男以下は戦死し、次男将国一人が死を免れて民家にかくれ、その子
文国は旧臣浮島太夫木幡右近国豊に隠まれ、常陸国信田郡浮島に住み、
信田小太郎と称した。文国の子頼望にいたり推されて信田の郡主とな
り、漸く地方に重きをなすようになった、とある。

将門没後、数代の間は野馬追も出来なかつたと思われるが、相馬氏の
一族の岡田氏が葛飾に住んで、わずかに野馬追を続けていたと伝える。

頼望より六代目の重国の代になって千葉介常兼（千葉城に居住）よ
り所領を分け与えられ、下総国相馬郡守谷に移り、信田の名を改め、相
馬を名のり相馬家を再興した。

重国から胤国、師国と続いたが、師国に子がなかつたので、養子と
して迎えたのが、本家筋の千葉常胤の次子、師常であり、ここに師常は将門の正統を継いだ
のである。そして、師常の頃から、晴れて先例のように小金ヶ原で毎年五月中の申の日に野
馬追を行うようになったとするのが一般の伝承である。



<http://www6.ocn.ne.jp/~nomaoi/kigen.htm>

相馬野馬追執行委員会（南相馬市観光交流課内）参照。

小金ヶ原で行われたという将門のころの野馬追の様子は知る由もないが、平素多くの野馬
を放牧し、この馬群を多くの将兵が騎馬で追
い出し、一定の場所に追い込み、野馬を生捕
ることによつて敵兵を捕虜にした形をとつた、
いわゆる野馬追の行事を行ったとされる。

今に残る小金ヶ原は、ほんの名ばかりで、
守谷（茨城県守谷市）の西南方約20キロメ
ートルの辺りにあるという。

将門の正統を継いだ師常は、鎌倉四天王の
一人として武名をはせ、奥州行方を拝領した
ので、彼を奥州相馬の祖としているのである。